

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027 <u>沿革 令和5年1月30日 一部改正</u></p> <p>（以下「銀行等」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00027</p> <p>（以下「銀行等」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（保険金額）</p> <p><b>第4条</b> 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款（貸付金債権等）第3条第10号<u>から第12号まで</u>又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に該当する事由にあっては次に掲げる率</p> <p>イ～ハ （略）</p>	<p>（保険金額）</p> <p><b>第4条</b> 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 約款（貸付金債権等）第3条第10号<u>若しくは第11号</u>又は約款（保証債務）第3条第2号若しくは第3号に該当する事由にあっては次に掲げる率</p> <p>イ～ハ （略）</p>	
<p>（国際協力銀行との協調による貸付契約にかかる保険金額）</p> <p><b>第4条の2</b> 前条第2号の規定にかかわらず、銀行等が国際協力銀行と協調して貸し付ける場合であって、当該貸付契約の償還条件に市中優先償還（銀行等による貸付金の回収後に国際協力銀行に対する償還が始まる償還条件をいう。）が含まれているときは、当該銀行等の申請により、約款（貸付金債権等）第3条第10号<u>から第12号までに該当する</u>事由について、当該貸付契約に係る保険金額を保険価</p>	<p>（国際協力銀行との協調による貸付契約にかかる保険金額）</p> <p><b>第4条の2</b> 前条第2号の規定にかかわらず、銀行等が国際協力銀行と協調して貸し付ける場合であって、当該貸付契約の償還条件に市中優先償還（銀行等による貸付金の回収後に国際協力銀行に対する償還が始まる償還条件をいう。）が含まれているときは、当該銀行等の申請により、約款（貸付金債権等）第3条第10号<u>又は第11号</u>事由について、当該貸付契約に係る保険金額を保険価額に100分の100</p>	

<p>額に100分の100を乗じて得た額とすることができる。ただし、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）第13条第1項第2号に基づく国際協力銀行の貸付との協調案件にあつては、日本貿易保険が認めた場合に限るものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>を乗じて得た額とすることができる。ただし、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）第13条第1項第2号に基づく国際協力銀行の貸付との協調案件にあつては、日本貿易保険が認めた場合に限るものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		